



期日指定定期預金

預入日の1年経過後から3年までの間で満期日を指定できます。

※詳しくは最寄りの窓口でご確認ください。

2018年4月2日現在

商品名(愛称)	期日指定定期預金												
販売対象	個人の方のみ												
お預入れ期間	最長3年(据置期間1年) 満期日は、この預金の全部または一部についてお預入れ日の1年経過後から3年までの間の任意の日をご指定いただけます。ただし、満期日のご指定は、1ヵ月前までにご通知いただくことが必要となります。 お預入れ時のお申し出により、最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)のお取扱いができません。												
お預け入れ	(1)お預入れ方法 : 一括お預け入れ (2)お預入れ金額 : 100円以上300万円未満 (3)お預入れ単位 : 1円単位												
払戻方法	元本およびお利息を、満期日以後に一括してお支払いします。												
お利息	(1)適用金利 : 固定金利(預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します)。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 (2)利払方法 : 満期日(継続日)以後に一括してお支払いします。 (3)計算方法 : 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年ごとの複利計算で計算します。												
税金	個人の方のお利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金(分離課税)がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。												
手数料	-												
付加できる特約事項	個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保として組み入れ、総合口座の普通預金から当座貸越がご利用できます。 総合口座の当座貸越利率は、担保定期預金の約定利率に年0.5%上乗せした利率となります。 個人の方でマル優対象の方は、マル優の取扱いができません。												
中途解約時の取扱い	やむを得ず、満期日前にご解約する場合は、以下のお預入れ期間に応じた期限前解約利率およびお預入れ日からご解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 【期日指定定期預金の期限前解約利率】 <table border="1" data-bbox="339 1460 898 1686"> <tr> <td>期間6ヵ月未満</td> <td>ご解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>期間6ヵ月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×20%</td> </tr> <tr> <td>期間1年以上1年6ヵ月未満</td> <td>2年以上利率×30%</td> </tr> <tr> <td>期間1年6ヵ月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>期間2年以上2年6ヵ月未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>期間2年6ヵ月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> </table> <p>※小数点第4位以下切捨て</p>	期間6ヵ月未満	ご解約日における普通預金利率	期間6ヵ月以上1年未満	2年以上利率×20%	期間1年以上1年6ヵ月未満	2年以上利率×30%	期間1年6ヵ月以上2年未満	2年以上利率×50%	期間2年以上2年6ヵ月未満	2年以上利率×60%	期間2年6ヵ月以上3年未満	2年以上利率×70%
期間6ヵ月未満	ご解約日における普通預金利率												
期間6ヵ月以上1年未満	2年以上利率×20%												
期間1年以上1年6ヵ月未満	2年以上利率×30%												
期間1年6ヵ月以上2年未満	2年以上利率×50%												
期間2年以上2年6ヵ月未満	2年以上利率×60%												
期間2年6ヵ月以上3年未満	2年以上利率×70%												
金利情報の入手方法	https://www.narashin.co.jp/service/kinri/index.html をご確認ください。												
その他参考となる事項	満期日以後のお利息は、ご解約日またはご継続日における普通預金利率により計算します。 満期日のご指定がない時は、最長預入期限が満期日となります。 預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって1預金者当たり元本1,000万円までとのお利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座があるときは、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます)。												

